

建設業の事業主の皆様へ

令和6年4月1日から

時間外労働の上限規制が適用されます



・ 所定労働時間の枠組みの見直し

・ 年次有給休暇の取得促進

・ 週休2日制の推進

・ 適正な工期の設定

・ 人材確保と育成 など

早めの準備を
お願いいたします

今から取り組んで
いきましょう!

「働き方」が変わります!!

主な変更内容は...

(36協定の始期が令和6年4月1日以降のものが対象です。)

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、令和6年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなりました。

- ・ **1年間の時間外労働は720時間以内**
- ・ **1か月の時間外労働と休日労働の合計は100時間未満**
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が**全て1か月当たり80時間以内**
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**

例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

・ 月100時間未満

・ 2～6か月平均80時間以内

} この2つの規制は令和6年4月1日以降も**適用されません**。

進めよう!
ケンセツの
働き方改革
TOKYO



東京労働局・労働基準監督署(支署)

2023.4

令和5年4月1日から 中小企業に対する月60時間超の時間外労働 の割増賃金率が引き上げられました。

(令和5年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は 50%
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(令和5年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに 50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

❌ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。
労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。



(下請取引に限らず、発注者から直接請け負う元請負人である場合もご相談いただけます。)

各種支援策のご案内

- 都内の労働基準監督署（支署）では、中小企業や小規模事業者等に対し、説明会の開催や個別訪問を行い、丁寧な支援を実施しています。
- 東京労働局では、東京働き方改革推進支援センターを運営し、労務管理全般に関するご相談をお受けしています。建設業専門の窓口もございます。
- 各種助成金の活用を含めた支援を実施しています。

お気軽にご相談ください。

元請事業者の皆様におかれましては、協力会社の長時間労働削減にもご配慮をお願いいたします。

第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年度～2027年度）推進中



“ Safe Work TOKYO ” の下

トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」
をキャッチフレーズに計画を推進しています。